

9. 保険業法に基づく債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2024年度末	2025年度 第2四半期(上半期)末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	377	338
危険債権	4,259	4,877
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	11,898	11,047
小 計	16,535	16,263
(対 合 計 比)	(0.15)	(0.17)
正 常 債 権	10,719,951	9,366,283
合 計	10,736,487	9,382,546

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。